



# 遠野地方

# しんりんだより

遠野地方森林組合 発行

遠野市青笹町中沢 8-1-8

電話 0198 (62) 4054・4095

FAX 0198 (62) 8424

遠野木材流通センター

遠野市青笹町中沢 5-9-4

電話・FAX 0198 (62) 9787

東日本大震災後から遠野市管内の原木しいたけは、放射能被害により全面出荷制限となっていましたが、平成27年4月から一部解除となりました。詳しくは6Pへ。



## 内容紹介

## 第 43 号

- ◎ 組合長挨拶 2P
- ◎ 平成27年度 通常総代会 2～3P
- ◎ 平成27年度 森林整備事業 4P
- ◎ 森林経営計画について 4P
- ◎ いわて環境の森整備事業 5P

- ◎ 森林保険について 5P
- ◎ 原木しいたけについて 6P
- ◎ 松くい虫被害について 7P
- ◎ 木材市況情報 7P
- ◎ 各種届出・お知らせ 8P

組合長あいさつ



代表理事組合長  
濱田 平八郎

平素より森林組合の運営、事業の推進に当たりまして、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。またご多忙の中、菊池孝二 副市長様、新田勝見 市議会議長様をはじめ多数のご来賓の皆様にご列席いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、遠野地方森林組合では昨年度、木材安定供給体制の構築、森林施業の集約化や路網整備の促進、人材養成など、中でも低コスト木材生産を行う上で、高性能林業機械等を活用した効率的な作業システムの整備等に取り組み推進を図ってまいりました。

また、東京電力原発事故による放射能汚染被害や風評被害での市内の原木しいたけ被害請求等の取りまとめ、庭先指導など情報提供に努めました。

「いわて森林づくり県民税」により荒廃人工林の解消、松くい虫被害木の対策等の取り組み、また遠野市独自の補助金

の嵩上げ助成政策を最大限活用し各種の森林整備に取り組みました。

その結果、組合の主力事業でもある「販売・林産・森林整備事業」等の事業高が伸び、また経費削減にも務めました。

よって、本年度事業成績は、計画を大幅に上回る857万6千円の当期剰余金を計上する決算となりました。ここに報告を申し上げます組合員各位、各関係機関の皆様方へ心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年度事業計画においては、人工林の多くが本格的な利用期を迎えております。地域と森林組合が一体となり創意工夫をこらしながら、「第2期地域森林経営プラン・森林組合実行計画」を推進し、木材の安定供給に向け「提案型集約化施業」「作業道・林内路網の整備」「伐採跡地への再造林の促進」などの事業を、高性能林業機械等を有効に活用し、低コスト作業に取り組み参ります。

このことが、私ども組合に課せられた重要課題と認識し、関係機関、団体との連携のもと、地域林業の成長産業化に向け、事業推進、組合経営に取り組み参ります。

今後とも更なるご理解と、ご協力ご支援を、よろしくお願い申し上げます次第であります。

平成27年 第33回通常総代会 全7議案可決



議長 林崎 淳 氏

事務局から総代会成立報告(総代者数200名、本人出席136名、書面議決出席18名、合計出席154名)後、議長に上郷町の林崎淳総代が選出され議事に入り、議案第1号から議案第7号まで全議案とも原案どおり可決承認され総代会を終了しました。

平成27年2月26日、青笹町の森林総合センター・多目的ホールにおいて第33回通常総代会が開催されました。総代会は平山洋平 理事の先導により、森林組合綱領(私たち森林組合の目指すもの)を全員で朗唱。濱田平八郎代表理事組合長の挨拶後、ご来賓として公務ご多忙の中、菊池孝二 副市長様、山舘忠徳 県南広域振興局農政部長、遠野農林振興センター所長様、新田勝見 遠野市議会議長様他、多くのご列席を賜りお祝辞を頂きました。続いて功労者への感謝の意を表し、功労者表彰 佐々木時男様(左)、石田孝夫様(中左)、実績者表彰 松田伊二様(中右)、職員表彰 立花重雄様(右)の4名へ受賞者の表彰を行いました。



受賞者のみなさん



遠野市議会議長  
新田 勝見 様



遠野市副市長  
菊池 孝二 様

(3) 貸借対照表

I 貸借対照表

(平成26年度12月31日現在)

貸借対照表表体。資産の部、負債・純資産の部、金額の欄を含む。

(単位:円)

III 損益計算書

(H26年1月1日～H26年12月31日)

損益計算書表体。科目、金額の欄を含む。

(単位:円)

II 平成26年度 剰余金処分量

剰余金処分量表。科目、積算内訳書、小計、合計の欄を含む。

脚注 1 次期繰越剰余金中、教育情報資金は600,000円である。

(単位:円)

IV 平成27年度損益計画

(H27年1月1日～H27年12月31日)

平成27年度損益計画表体。科目、金額の欄を含む。

(単位:千円)

平成27年度

運営の基本方針(総括抜粋)

平成23年度から取り組んでいる系統運動森林組合活動21世紀ビジョン3rdステージ「国産材の利用拡大と森林林業再生運動」に基づき、国産材の安定供給と利用拡大、提案型集約化施策の重点実施と持続可能な低コスト林業の確立及び組合員の信頼を得る組織・経営の確立に取り組みます。特に、「森林・林業再生プラン」で森林組合の第1の業務と位置づけられた施業集約化、森林経営計画の作成等を基本とし、組合員からの受託事業の確実な実行により地域森林の適正な整備を図り積極的に推進していきます。本年度計画の重点事項としては、

- 1. 森林組合の全区域の森林調査を行い、今後5年間の施業集約化の進め方の検討を行う。
2. 各地区の集約化・合意形成を進め、平成27年度以降も森林経営計画の樹立を目指す。
3. 平成27年度の公的機関の利用については、
① 国有林、岩手県、遠野市から発注される森林整備事業の入札に参加する予定。
② (独)森林総研からの委託事業を実施する予定。

以上3項目について、法令を遵守し、組合員をはじめ、行政機関のご指導ご協力をいただきながら、関係団体等との連携を図り本年度の計画達成に向かって、役員一丸となつて各種事業に取り組んでいきます。

## 平成27年度 森林整備事業

### 補助対象事業の制限

平成27年度は、国・県の予算に限りがあり補助金の対象となる事業が決められている事から、補助金の対象とならない事業がありますので、ご理解をお願いします。前年度からの変更点は、下記のとおり、**保育間伐・除伐・枝打ち**は補助の対象外となっておりますのでご注意ください。

### 補助金の対象となる施業種と条件



施業区分	造林	下刈	更新伐		忌避剤塗布	間伐(搬出)
(説明)	植栽する場所の片づけと整地をし、苗木の植栽	植栽木周囲の雑草を刈払	人工林を混交林や広葉樹林に誘導するため、主林木を強度に伐採	天然林を良質な有用樹から構成する森林に転換するため、林木を伐採	植栽木をシカ・ウサギの食害等による被害から守る	植栽木の間引きを行い、伐採木を販売する長さに切り林外へ搬出
採択条件	伐採跡地又は原野	植栽後5年以下	伐採率20~50% 林齢90年生まで	更新伐実施後の更新方法により伐採率70%前後 林齢90年生まで	—	伐採率20%以上 面積が5ha以上の団地かつ搬出材積の平均10m <sup>3</sup> /ha以上
事業主体	森林所有者 or 森林組合	森林所有者 or 森林組合	森林所有者 or 森林組合		森林所有者 or 森林組合	森林組合

### 補助の対象外となる施業種

施業区分	保育間伐(切捨て)	除伐	枝打ち
(説明)	植栽木の不良木等を間引きする	植栽木周囲の雑木等の除去	植栽木の枝を払う



保育間伐(切捨て間伐)は次ページの「いわて環境の森整備事業」で対応できますのでご相談ください。

## 森林経営計画制度

### 森林経営計画とは…

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」※1(森林組合等)が、一体的なまとまりのある森林を対象として、共同または単独で森林施業や路網整備、森林保護についてたてる5年をI期とする計画です。

計画に基づいた効率的な施業と、適切な森林保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。このことから、森林経営計画を作成していなければ「造林、下刈、間伐等」の補助金の助成を受けることが出来ませんので、必ず作業前に申込みをお願いします。

※1 森林の経営の委託は森林施業及び保護の委託であり、木材の販売など財産の処分に関することの委任は必須ではありません。

### 森林経営計画の計画作成者

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

### 森林経営計画の区域

【区域計画】市町村長が定める一定の区域で面積が30ha以上を占める森林  
遠野市が定める区域は、旧市町村単位の、遠野町・松崎町・小友町・綾織町  
附馬牛町・土淵町・青笹町・上郷町・宮守・達曽部・鱒沢の11区域です。



### 森林経営計画の主な記載事項

- (1) 森林の経営に関する長期の方針
- (2) 計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴
- (3) 伐採(主伐間伐)、造林及び保育の実施計画(5年間)
- (4) 森林の経営の規模拡大及びそのために必要な路網整備等の目標



### 森林経営計画作成のための申込を受けております。

申込みのあった方については、取りまとめを行い、年に数回計画の変更を行います。まだ申込みをされていない方々は、隣接所有者と相談の上、申込みをお願いします。

# いわて環境の森整備事業

こまったなっす



林 境子さん (主婦)

おらほの山なんじよになつてらべ…。

山の手入れしてども、なんぼかかんたべ…？

森 環太さん (会社員)



なんじよになつてらべ

## ほつたらかしの山林を、何とかしたいとお考えの方、是非ご相談ください！！

まずは、不良木の伐採と密集した木を間伐することから始めませんか？「いわて環境の森整備事業」では一定の条件(\*1)を満たす森林であれば、**岩手県の全額負担**で間伐ができます。



間伐して光が入り山もイキイキ！



### 実間 施伐

### 『 いわて環境の森整備事業とは… 』

「いわて森林づくり県民税」(一世帯当たり1,000円)を活用し、森林の整備(間伐)を行う事業です。

(\*1) 人工林である事/スギ・カラマツ・ヒノキ・一部アカマツ/1団地1ha以上/間伐率40%以上/20年間の協定締結

## ◆ ご注意ください ◆ 森林整備補助制度を利用する際の注意事項

事業を行う際に事前に説明させていただいておりますが、補助制度を活用して森林整備事業(造林・下刈・枝打ち・間伐等)を実施した施行地において、森林整備事業の完了の翌年度から起算して5年以内(事業によっては10年以内)に森林以外への転用又は立木竹の全面伐採除去を行う場合は、転用等の規模に関わらず、国・県に対して当該転用等の区域に相当する補助金の返還義務が発生しますのでご注意ください。また、「いわて環境の森整備事業」においては、協定締結から20年以内に全面伐採除去や転用等を行った場合(間伐は可)に補助金の返還義務が発生します。転用や伐採等を行う際には、あらかじめ森林組合へご相談ください。

## 「森林保険」のお知らせ



今年の冬は比較的暖かく湿った重い雪が多かった為、遠野市管内でも折損・曲り・倒木といった雪害が多く確認されています。このような場合、「森林保険」に加入している山林であれば保険の給付が受けられます。また、これまでに造林や除間伐等、補助事業を利用して施業を行った施業地については、造林を行ってから10年間、除間伐等の保育施業を行ってから5年間の保険に加入しておりますので、自然災害による被害が発生した場合には森林組合までご相談ください。

近年は異常気象による自然災害が多発しておりますので、もしもの時の損害を最小限にする為にも「森林保険」への加入をお勧めします。

詳しくは森林組合までお問い合わせください。

「森林保険」  
のお知らせ

## 森林にも自然災害に備えた保険があります



森林保険イメージキャラクター  
「まもるくん」



★8つの  
災害が対象

森林所有者自らが突然の災害に備えるセーフティネット、森林保険へのご加入をおすすめします。

- 1年単位で、ご希望の年数で加入できます。
- 樹種、林齢に制限はありません。(天然林・竹林は除く)

# 遠野市産の原木しいたけ出荷スタート!

## ◎ 出荷制限の一部解除

東日本大震災による東京電力の福島原発事故以来、遠野地域の原木しいたけ(生・乾)は放射性物質濃度が国の定める数値を超えたため、出荷自粛の要請があり出荷することが出来ない状態が続いておりましたが、平成27年4月10日に遠野市内の9名の生産者の一部のホダ場につき出荷制限が解除されました。

このことから、今年の春子から出荷制限が解除された9名の原木しいたけが産直や入札等により販売されております。

しかし、遠野市全体としては、出荷制限指示が継続しておりますので、一部解除を受けた9名以外の生産者の方々は出荷する事が出来ませんのでご注意ください。

## ◎ 一部解除とは?

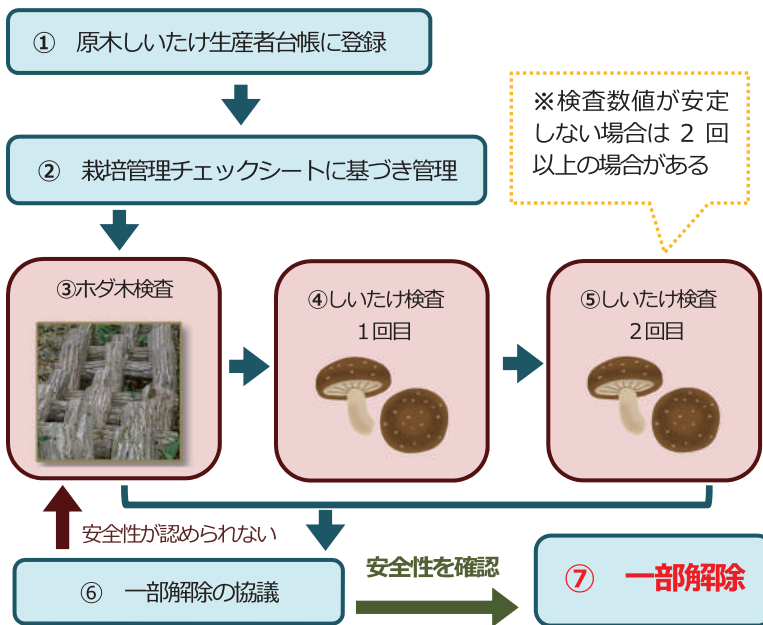
「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」に基づき生産され、生産物の安全が確認できた生産者(ホダ場毎)のみの出荷制限を解除することを言います。



## ◎ 出荷制限を解除するには?

出荷制限を解除するには、まず始めに原木しいたけ生産者台帳に登録が必要です。次に生産者は県が作成した「栽培管理のチェックシート」に基づき、ホダ場単位で栽培管理の取組みを行います。県はチェックシートにより管理されているホダ場に対して、きのこ発生前の「ホダ木」と、その後発生した「しいたけ」の放射線量の検査をします。これらの検査結果をもとに、国と県で一部解除を協議し、安全と判断されたホダ場に対して部分的に解除していきます。

### 出荷制限一部解除の流れ



## 産地再生へ向けた岩手県の取り組み

### ◎ 「県南広域原木しいたけ産地再生応援隊」結成

岩手県では、原木しいたけの栽培管理手法の徹底など出荷制限解除に向けた取り組みや出荷解除後の安定した生産体制の確立を支援し、原木しいたけの産地再生に向けた取り組みを進めています。

この取り組みを一層加速させるため、原木しいたけの生産・流通に関わる関係者である森林組合・種菌メーカー・農業協同組合が

丸となり、生産指導に取り組み、しいたけ生産に関する情報を共有し、原木しいたけ生産の普及・拡大に取り組むため「県南広域原木しいたけ産地再生応援隊」が結成されました。当組合も応援隊に登録しておりますので、今後応援隊として遠野原木しいたけ再生に向けて活動していきます。



いあて原木しいたけ PRキャラクター ゲンボくん

# 松くい虫被害さらに拡大中！

## 病原体を運ぶ虫：マツノマダラカミキリの成虫（体長約2cm）



カミキリはセンチウを運び、若枝の皮を食べる。このときの噛み傷からセンチウが侵入し感染する。感染し弱った木や、伐採し林内放置された木に卵を産み、幼虫が寄生され成虫となり運ぶ。

## 病原体：マツノザイセンチュウ



体長約1mm、赤松等に寄生し、樹幹の水分が通る組織を詰まらせるなどで、枯らす。



### 松くい虫被害はなぜ広がる？

松くい虫被害は上の図のようなサイクルによって拡大して行きます。厳密に言えば“松くい虫”という虫は存在しません。“マツノザイセンチュウ”という病原体が“マツノマダラカミキリ”という虫を介して広がっていきます。よって、**処理する時期や方法を間違えると被害が拡大します。**被害木を見つけた場合は、まず関係機関への連絡をお願いします。

### マツノマダラカミキリの幼虫



木に産みつけられた卵は孵化し、松の中に潜り込んでサナギになる部屋を作る。この部屋にセンチウが集り、カミキリがサナギから羽化する時にカミキリに寄生する。

◆ **おねがい** ◆ 松くい虫被害木、あるいは被害の疑いがある木を適切な処理を施さずに伐採してしまうと被害拡大の原因となりますので、独断での伐採・運搬は控え、関係機関へご相談の上処理して頂くようご理解とご協力をお願いします。 連絡先：遠野農林振興センター林務課・遠野市林業振興課・森林組合

## 遠野木材流通センター 木材共販状況

平成27年6月現在

### ◎採材のポイント

- ★元根曲りはつけない
- ★キズ・欠点は除く
- ★延寸は長さ10cmつける

### 木材流通価格の動向

スギ材に関しては、ほぼ横ばいの傾向で価格に大きな変動は見られません。カラマツ材に関しては、北上プライウッドなどの大型合板工場の本格稼働に伴い需要が高まったため、材価は上昇傾向にあります。カラマツの需要は今後もしばらく続く見通しです。

唐 松				杉			
長さ (m)	太さ (cm)	木材単価 (円)		長さ (m)	太さ (cm)	木材単価 (円)	
		立方単価	石単価			立方単価	石単価
2.00	18以上	11,000	3,050	2.00	18以上	6,000	1,660
3.00	8~16	8,000	2,220	3.00	16~22	10,800	3,000
4.00	7~12	12,000	3,330	3.65	16以上	10,800	3,000
4.00	13~14	10,000	2,770	4.00	10~16	8,500	2,360
4.00	18以上	13,000	3,610	4.00	18以上	10,500	2,910

## 森林組合からのお知らせ

組合員が物故者である場合などは、相続による名義変更や納税管理人等に改めていただいております。必要書類を準備の上、届出をお願いします。

### 森林組合からのお願い

#### 必要書類

- 組合員資格相続加入申込書・変更届
- 印鑑(認印可)
- 森林所有者が確認できる書類の写し
- ・ 相続登記関係書類(相続関係が示され、かつ、相続人が確認できる書類)
- ・ 死亡された方の戸籍謄本(コピー可)
- ・ 固定資産課税明細書又は固定資産証明書

昨年度は組合員変更届に関しまして、多数の組合員様よりご協力頂き誠にありがとうございました。今後とも変わらぬご支援とご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ご自分の山が

「フントリあるかわかすまい!」  
とお困りではないですか?



是非ご相談ください。課税証明書などの山林の所在地が確認できる物があれば場所の特定が可能です(国土調査完了済みの場所に限り)。「森林整備事業」や「いわて環境の森整備事業」を森林組合委託で事業を実施する場合には、山林の現況調査や境界確認を無料で行います!(調査のみの場合は有料となります)

## 立木伐採届

森林所有者または、伐採業者は伐採届を必ず提出しなければなりません。

政府の「違法に伐採された木材は使用しない」との基本的な考えに基づき、合法的に伐採された木材のみを流通させる仕組みとなりました。

### ◎普通林の伐採

間伐・全伐を開始する90日〜30日前までに伐採届を遠野市(遠野市林業振興課)に提出します。

### ◎保安林の伐採

間伐の場合は、間伐開始の90日〜20日前までに届出を提出します。全伐の場合は申請月が2月・6月・9月・12月と決まっており、伐採開始日の30日前までに伐採許可申請書を岩手県(遠野農林振興センター林務課)に提出します。無届伐採をした場合には、森林法第206条・207条により罰せられ、補助金申請もできなくなります。詳しくは、県南広域振興局遠野農林振興センター林務課、遠野市林業振興課、又は遠野地方森林組合までお問い合わせください。

## 森林の土地の所有に関する届出

### ◎森林の土地所有者届(遠野市林業振興課) ◎国土利用計画に基づく届出(遠野市経営企画部)

平成24年以降、新たに森林の所有者となった方に、「森林の土地の所有者届出制度」が義務づけられました。届出は所有者となった日から90日以内に遠野市林業振興課で行ってください。個人でも法人でも、相続・贈与・法人合併などにより森林の土地を新たに取得した際には、その面積に関わらず届出の対象となります。

### ◎森林の土地の届出が必要となる場合

- (1) 売買による森林の土地の取得  
※ただし、森林等(都市計画区域外)・・・1ヘクタール以上の土地については「国土利用計画法に基づく届出」を行う必要があります。この届出をした場合には「森林の土地の所有者届出制度」の届出は不要です。
- (2) 相続による森林の取得  
など、すべての土地の所有権の移転が対象です。
- (3) 贈与による森林の取得  
届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、懲役または罰金が処されることがありますので、ご注意ください。詳しくは、遠野市林業振興課、又は遠野地方森林組合までお問い合わせください。

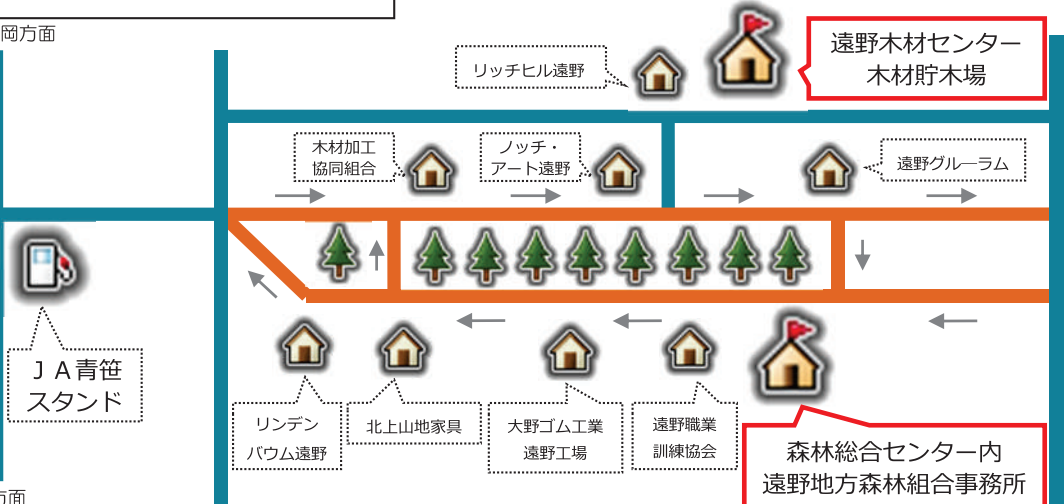
※木工団地内はオレンジ線の部分が一方通行となっております。お越しの際にはお気を付け下さい。

## 遠野地方森林組合事務所のご案内

花巻・盛岡方面

国道283号線

釜石方面



遠野自動車学校